

多摩市居住支援協議会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、多摩市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

（目的）

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第51条に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人市民その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）の民間賃貸住宅及び公的賃貸住宅への円滑な入居の促進及び住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の供給の促進その他必要な事項について協議することにより、多摩市における福祉の向上と住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

（活動）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を実施する。

- (1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅及び公的賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅又は公的賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- (3) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅又は公的賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動及び民間賃貸住宅又は公的賃貸住宅の賃貸人からの物件提供促進のための環境整備に関すること。
- (4) その他目的達成のために必要な事項に関すること。

（会員）

第4条 本会の会員は、別に定める会員名簿（以下「会員名簿」という。）のとおりとする。ただし、会員名簿の他に、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅及び公的賃貸住宅への円滑な入居の促進及び住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の供給の促進並びに多摩市居住支援協議会の活動に賛同する不動産関係団体、不動産事業者、不動産オーナー、福祉関係団体、居住支援団体等、会長が承認した者は会員として加入することができる。

2 会員として加入を希望する者は、第10条に規定する会長に入会を申し込み、会長の承認を得なければならない。

3 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

4 会長は、会員の事故等により、本会の活動の継続ができないと認めるときは会員を退会させることができる。

（顧問）

第5条 本会には、専門的な助言を得るため、必要に応じて顧問を置くことができる。

(事務局)

第6条 本会の事務局は、多摩市都市整備部都市計画課に置く。

2 事務局は、本会の庶務に関することを処理する。

第2章 組織

(総会)

第7条 総会は、本会の最高議決機関であって、毎年1回、定期総会を開催するほか会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 本会の事業計画及び予算に関すること。
- (2) 本会の事業報告及び決算に関すること。
- (3) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (4) 専門部会の設置に関すること。
- (5) その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

3 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

(定足数等)

第8条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

2 総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使をその他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、前項の規定の適用については、出席した会員とみなす。

(書面による総会)

第9条 会長は、必要があると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、書面による総会を行うことができ、事案の概要を記した書面を会員に送付し、意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって総会の議決とすることができる。

第3章 役員

(役員)

第10条 協議会には次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

2 会長は、会員の中から互選により決定し、副会長及び監事は会長が指名する。

- 3 会長は、協議会の議長となり、会議を総括する
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び他の役員に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する会員がその職務を代理する。

(役員任期)

第 11 条 役員任期は、2 年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。

第 4 章 監事

(事業年度)

第 12 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(監査及び報告)

第 13 条 監事は、事業年度終了時に監査を行い、総会に報告する。

第 5 章 その他

(秘密の厳守)

第 14 条 会員は、本会の事業の実施に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。また、知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

第 15 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この会則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(会長が選任されるまでの間の経過措置)

- 2 施行日以後最初に第 10 条第 2 項の規定により会長が選任されるまでの間は、多摩市都市整備部長は、会長の職務を行うことができる。

(準備行為)

- 3 この会則の規定による会員の承認や、本会に係る補助金の申請等に関し必要な手続きその他の行為は、この会則の施行の日前においても行うことができる。

4 多摩市都市整備部長は、会長の職務を、この会則の施行の日前においても行うことができる。

(当初の会員)

5 本会の当初の会員は、多摩市住替え・居住支援協議会の令和2年度末時点の委員のうち、多摩市居住支援協議会の会員として加入を希望する者とする。